

やまなし森林・林業
振興ビジョン（仮称）（素案）

～森林資源の有効活用による成長産業化の実現を目指して～

平成27年12月
山梨県

目 次

第1章 ビジョン策定にあたって

第1節 ビジョン策定の趣旨	1
第2節 目標年次	1

第2章 森林・林業・木材産業等を取り巻く諸情勢

第1節 森林・林業・木材産業等を取り巻く情勢の変化	2
第2節 本県の森林・林業・木材産業等の現状と課題	7
1 森林資源	7
2 森林の管理・保全	9
3 林業	11
4 木材産業	15
5 森林空間の活用	17

第3章 本県の森林・林業・木材産業等が目指す将来像

第4章 3つのキーワードごとの基本方針

第5章 施策の展開方向と数値目標

第1節 「材」	24
1 新技術の進展等を契機とした県産材の需要拡大	24
(1) 県産FSC認証材を核とした県内外への販路開拓	
(2) 川上から川下の連携による県産材の安定供給体制の整備	
(3) 品質の確かな製品の加工・供給体制の整備・充実	
(4) CLT工法等新技術の導入推進	
(5) 公共施設等の木造化・木質化の推進による一般住宅への県産材の利用促進	
(6) 山梨県産材ブランドの確立と認証制度の推進	
2 施業集約化、路網整備、高性能機械の導入等による生産性の向上	25
(1) 森林情報システムの活用による森林管理や境界の明確化の促進	

(2) 施業集約化の促進と生産性の向上	
(3) 低コスト再造林システムの構築	
(4) 苗木の生産・供給体制の強化	
(5) 林内路網の整備	
3 森林・林業・木材産業を支える担い手の確保・育成	27
(1) 森林施業プランナー等の養成、新規就労者の育成支援	
(2) 林業事業体の経営基盤の強化と労働環境の改善による所得の向上	
(3) 苗木生産者の確保・育成	
(4) 木材産業を支える担い手の確保・育成	
第2節 「エネルギー」	29
1 木材資源のエネルギー利用の促進	29
(1) 木質バイオマス利用施設・設備の整備促進	
(2) 木質バイオマスの利用技術や新製品の開発促進	
(3) 地域密着型エネルギー利用による小規模発電等の取り組みの推進	
2 木質バイオマス資源の安定供給体制の確立	29
(1) 林地残材、製材残材等の有効利用の促進	
(2) 未利用間伐材等の収集・運搬のための低コスト作業システムの普及	
(3) 木質バイオマス資源の安定供給体制の確立と供給設備等の整備促進	
3 地域密着型の利用・供給システムの推進	30
(1) 木質バイオマス資源の利用に向けた地域間連携の強化	
(2) 木質バイオマスの利用促進に向けた県民の理解と意識の醸成	
(3) 木質バイオマス資源の産地等の明確化によるエネルギーの地産地消の推進	
第3節 「場」	32
1 森林空間を活用した都市住民との交流や機会の創出	32
(1) 森林の有する保健休養機能を活用したレクリエーション活動等の促進	
(2) 多様な主体や異業種の連携による森林空間の活用	
(3) 森林環境教育や木育の推進と人材の育成	
(4) 県民や企業等の参加による森づくり活動の推進	
2 地域資源や特用林産物等を活かした地域活性化と新たな事業の創出	33
(1) 特用林産物の生産体制整備と生産者の確保・育成	

- (2) 栽培きのこの新品種や薬用植物の産地化による経営基盤の強化
- (3) 地域資源を活かした新たなビジネスの創出と6次産業化の推進
- (4) 特用林産物の栽培技術の確立と商品化に向けた研究の推進

3 健全な森林づくりや山地保全対策の推進、事前防災・減災対策の強化 . . . 34

- (1) 効果的な森林病虫害対策や野生鳥獣害対策の推進
- (2) 健全な森林づくりによる公益的機能の発揮と森林景観の保全・創出
- (3) 森林保全巡視体制の拡充強化
- (4) スギ等花粉症対策の推進
- (5) 山地保全対策の推進と事前防災・減災対策の強化

第6章 ビジョンの実現に向けて 36

第1章 ビジョン策定にあたって

第1節 ビジョン策定の趣旨

県では、2012（平成24）年3月に、「森林づくり」「産業づくり」「山村・人づくり」を3本の柱とし、その目指すべき姿を示した上で、それぞれの実現に向け、基本目標及び具体的施策の推進方向を明らかにした「やまなし森林・林業再生ビジョン」を策定しました。

このビジョンでは、本県の森林・林業・木材産業の再生を目指し、新たに導入した森林環境税を活用した荒廃森林の整備をはじめ、「林業公社改革プラン」に基づく分収林管理の方向性の見直しなど、様々な取り組みを進めてきました。

こうした中、東京オリンピック・パラリンピック開催を契機とする木材需要の拡大や森林資源のエネルギーとしての利用拡大への期待、CLT工法等の新技术の進展など、本県森林・林業・木材産業を取り巻く情勢に大きな変化が現われてきました。

また、国においては、「日本再興戦略」を閣議決定し、新たに講ずべき具体的施策のうち、林業について、豊富な森林資源を循環利用し、森林の持つ多面的機能の維持・向上を図りつつ、成長産業化を進めるという方針が示されたところです。

このような情勢の変化を好機ととらえ、本県の特長・優位性・森林が持つポテンシャルを最大限に発揮させ、森林資源を有効活用することにより、林業・木材産業の成長産業化に取り組み、山村地域の活性化につなげることが必要です。

そこで、森林・林業・木材産業等が目指す将来像を描いた上で、従来の製材や集成材に加え、新技术の導入などにより県産材の需要拡大を図っていく「材」、木質バイオマス資源を熱利用や発電のための燃料として積極的に利用していく「エネルギー」、森林空間を多様なレクリエーションや交流の場として活用し、新たな事業創出に繋げていく「場」の3つのキーワードごとに、基本方針、施策の方向性を示した新たな「やまなし森林・林業振興ビジョン」を策定することとしました。

なお、このビジョンは、本県森林・林業・木材産業の指針となるものであり、山梨県総合計画の部門計画として位置付けられています。

第2節 目標年次

本ビジョンの目標年次は、10年後の2024（平成36）年度とします。

第2章 森林・林業・木材産業等を取り巻く諸情勢

第1節 森林・林業・木材産業等を取り巻く情勢の変化

1 国の動向

○林業の成長産業化に向けた動き

2014（平成26）年6月に改訂された「日本再興戦略」において、林業に関する新たに講ずべき具体的施策として、「豊富な森林資源を循環利用し、森林の持つ多面的機能の維持・向上を図りつつ、林業の成長産業化を進める」としています。

また、「日本再興戦略」の改訂に合わせて2014（平成26）年6月に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」においても、施策の展開方向を「林業の成長産業化」として、「人工林が本格的な利用期を迎える中で、豊富な森林資源を循環利用することが重要であり、新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築による林業の成長産業化を実現し、人口減少が進展する山村地域に産業と雇用を生み出す。また、森林の整備・保全等を通じた森林吸収源対策を推進するとともに、多面的機能の維持・向上により、美しく伝統ある山村を次世代に継承する」としています。

さらに、同年12月には、我が国が直面する人口急減・超高齢化という大きな課題に対して取り組むため、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、林業については、森林資源の循環利用を図りつつ、成長産業化を実現することが必要であるとされたところです。

○森林の有する公益的機能の発揮と適正な森林施業の確保に向けた動き

2011（平成23）年4月の「森林法」改正により、新たに森林所有者となった者の届出の義務化や、早急に間伐が必要な森林において所有者が不明であっても行政の裁定により施業代行者が間伐を行うことができるようになるなど、制度が拡充されました。

また、森林計画制度の見直しが行われ、面的なまとまりのある森林を対象とする「森林経営計画制度」の導入により施業の集約化を進めるとともに、施業の効率化・低コスト化による生産性の向上に向けて路網の整備等に積極的に取り組むことが可能となりました。

○新たな木材需要の拡大・創出に向けた動き

2020（平成32）年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されることが決定され、国においては、2015（平成27）年6月に改訂した「日本再興戦略」の中で、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機として、木材利用のプロモーションを進めることとし、新たな木材需要の拡大が期待されています。

また、公共建築物をはじめ、これまで木材が使われてこなかった建築や部材向けに、CLT（直交集成板）や木質系耐火部材といった新たな木材製品の開発と実用化が進められています。特に、CLTは、既に欧米を中心に中高層木造建築物等の壁や床等に利用されており、国においては、普及に関する施策を計画的に進めるとともに、その具体的内容とスケジュールを幅広く周知し、関係者の取り組みを促進するため、2014（平成26）年11月に「CLTの普及に向けたロードマップ」を取りまとめ、公表しました。こうしたことから、CLTについては、各地で普及に向けた取り組みが本格化しており、新たな木材需要の創出が期待されています。

○木質バイオマスの利用拡大に向けた動き

2012（平成24）年7月から、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再生可能エネルギー特措法）」に基づき、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が始まりました。同制度は、再生可能エネルギーから発電された電気について、電気事業者に買取義務を課するもので、電気の買取価格・買取期間は、再生可能エネルギー源の種別や発電規模ごとに決定されることとなりました。

このうち、木質バイオマスから発電された電気については、「間伐材等由来の木質バイオマス」、「一般木質バイオマス」及び「建設資材廃棄物」の別に定められる固定価格で、20年間買い取られることとされました。

また、2015（平成27）年6月に改訂された「日本再興戦略」では、同年4月から固定価格買取制度において小規模（2,000kW未満）で未利用間伐材等を活用した木質バイオマス発電の調達価格区分を新設したことを踏まえ、地域密着型の小規模発電や熱利用との組合せ等によるエネルギー利用や、セルロースナノファイバーの国際標準化に向けた研究開発を進めつつマテリアル利用への取り組みを推進することとされています。

○山地災害の防止・軽減に向けた動き

国は、2014（平成26）年6月に国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定しました。この中で、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向け、国土保全分野等の国土強靱化の推進方針として、治山施設の整備等のハード対策と地域におけるソフト対策との連携を通じた総合的な対策を進めることなどの治山事業の推進が位置付けられました。

また、2013（平成25）年に決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」においても、適切な森林の整備・保全等を通じた森林吸収源対策の推進、野生鳥獣害対策の強化、災害に強い森林づくり等を通じた「緑の国土強靱化」を推進し、国土保全、地球温暖化防止など森林の多面的機能の維持・向上を図ることとされています。

2 県の動向

○山梨県総合計画の策定

県では、各部門における県計画の上位に位置し、新たな県政運営の基本指針となる「山梨県総合計画」を2015（平成27）年12月に策定しました。同計画では、全ての県民が安心して暮らせる新たな地域社会の創造を目指すこととし、そのための取り組みとして、「地域資源を活かした個性豊かな産業の創出」と「地域の暮らしと企業活動を守り、交流を促進する基盤づくり」を位置付けています。また、この中では、政策推進に当たっての基本的な考え方として、健全で豊かな森林づくりを推進するとともに、県産材の需要拡大に加え、森林が持つ多面的機能に着目した様々な利活用を図る取り組みを進めることとしています。

○山梨県まち・ひと・しごと創生人口ビジョンと山梨県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定

2014（平成26）年12月に国が策定した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の地方人口ビジョンである「山梨県まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を2015（平成27）年9月に策定するとともに、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の地方版総合戦略である「山梨県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を2015（平成27）年12月に策定しました。

このビジョンでは、本県の人口減少に歯止めをかけ増加へと反転させていくための対策として、基幹産業の発展や本県の特徴を活かした新産業の創出、新たな雇用の場の確保を提示しています。また、この戦略の中では、地域に根ざした新しい雇用を創出することとした基本目標達成のための政策の1つとして、農林水産業の成長産業化の推進を掲げています。

○山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例、水政策ビジョンの策定

県では、地下水及び水源地域を保全し、健全な水循環を維持するため、県、事業者及び土地所有者等の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、地下水の適正な採取及び水源地域における土地の譲渡者等の事前届出や届出者への助言等を通じた適正な土地利用の確保について必要な事項を定めた「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」を2012（平成24）年12月に制定しました。

また、健全な水循環系の構築と水を活かした地域振興を図るための指針として、「やまなし水政策ビジョン」を2013（平成25）年6月に策定し、本県の豊かな森林が育む県民共有の財産としての貴重な水資源を将来にわたって保護・保全するための取り組みを行うこととしています。

○山梨県強靱化計画の策定

2015（平成27）年12月には、いかなる自然災害等が発生しようとも「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域の構築に向けた「県土の強靱化」を推進するための「山梨県強靱化計画」を策定しました。

この計画の中では、起きてはならない最悪の事態として農地及び森林の消失・荒廃などにより、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態を挙げ、それを回避するための推進方針として治山施設や砂防施設整備等の土砂災害対策を進めるとともに、農地の保全等による災害対策や森林の公益的機能の維持・増進を推進することを掲げています。

○新たな交通ネットワークの構築

中部横断自動車道の新清水ジャンクション・増穂インターチェンジ間については、2017（平成29）年度までの全線開通に向けた整備が進められています。この区間の開通により、太平洋側の国際拠点港湾等と内陸部が連結されることとなり、広域的な物流体系の形成による経済活動の活発化が期待されています。

また、2027（平成39）年のリニア中央新幹線東京・名古屋間の開通に向け、JR東海は、2014（平成26）年10月に事業に着手しました。リニア中央新幹線の開業により、東京圏、中京圏とのアクセスが飛躍的に向上するとともに、国内外との交流の拡大や新たな産業の創出に繋がることが期待されています。

○新たなエネルギー政策の基本構想の策定

県では、東日本大震災後の電力需給の逼迫などを受け、2013（平成25）年4月に、将来にわたり県民が安心してエネルギーを利用できるよう、施策の方向などを示した「やまなしエネルギー地産地消推進戦略」を策定し、エネルギーの地産地消に向けて取り組んできました。

しかし、国におけるエネルギー基本計画、国土強靱化基本計画、エネルギーミックス（電源構成）及び温室効果ガス削減目標の策定など、エネルギー政策が大きく変わったことなどから、エネルギー供給力の充実による県内経済の活性化と、環境負荷が少なく災害に強い自立・分散型エネルギー社会の構築等を目指す、新たなエネルギー政策の基本構想となるビジョンを2015（平成27）年度に策定します。

第2節 本県の森林・林業・木材産業等の現状と課題

1 森林資源

〈現状〉

○ 本県は、県土の77.8%を森林が占める全国有数の森林県です。

所有形態別では、国有林が4,645ha(1%)、県有林が158,243ha(46%)、民有林が184,507ha(53%)と、明治末期の大水害からの復興のため、県内の入会御料地のすべて(約164千ha)が県に御下賜(明治44年)されたことにより、県内森林面積の内、県有林が占める割合が全国で最も高いことが本県の特徴となっています。

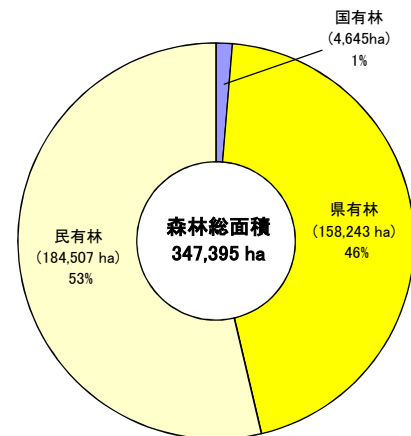
また、県有林のうち貸地等を除く143千haについては、適切に森林管理が行われていることを国際的に認証するFSC森林管理認証を2003

(平成15)年4月に公有林では全国で初めて取得し、その面積は全国のFSC認証面積の36%を占めています。

○ 戦後復興期の旺盛な木材需要を背景に昭和20年代半ばから50年代にかけて一斉造林が進められた結果、人工林面積は153,498haで森林全体の44%を占め、建築用材となるスギ・ヒノキ・アカマツ・カラマツの4樹種がほぼ均等に存在します。

なお、スギ人工林については、国民の3割が罹患し社会問題となっているスギ花粉症の一因と言われています。

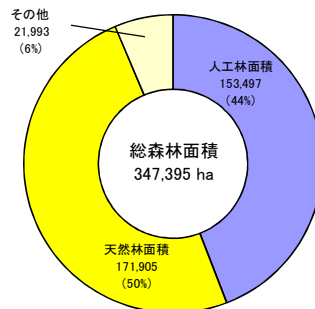
所有形態別森林面積



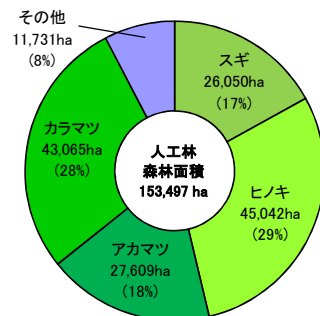
平成26年3月31日現在

出典：山梨県林業統計書

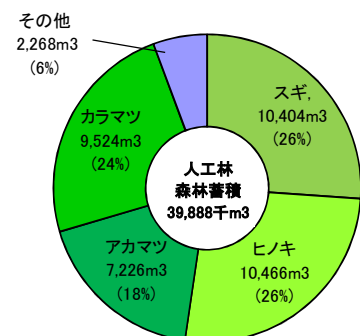
人工林・天然林別森林面積



人工林の樹種別森林面積の割合



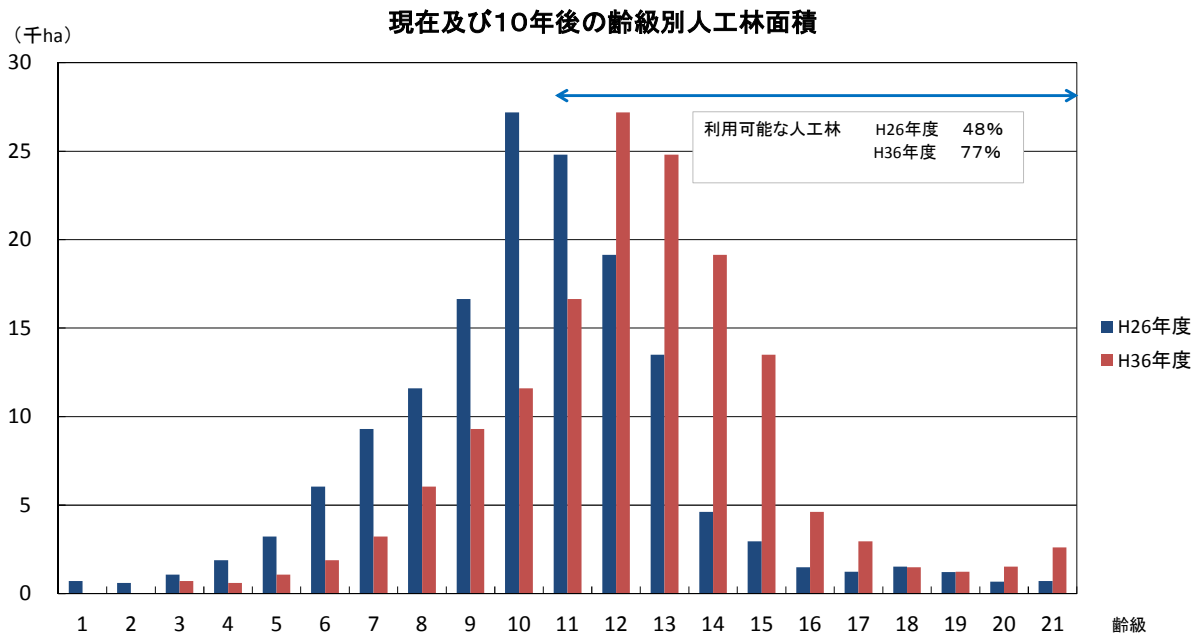
人工林の樹種別蓄積の割合



平成26年3月31日現在

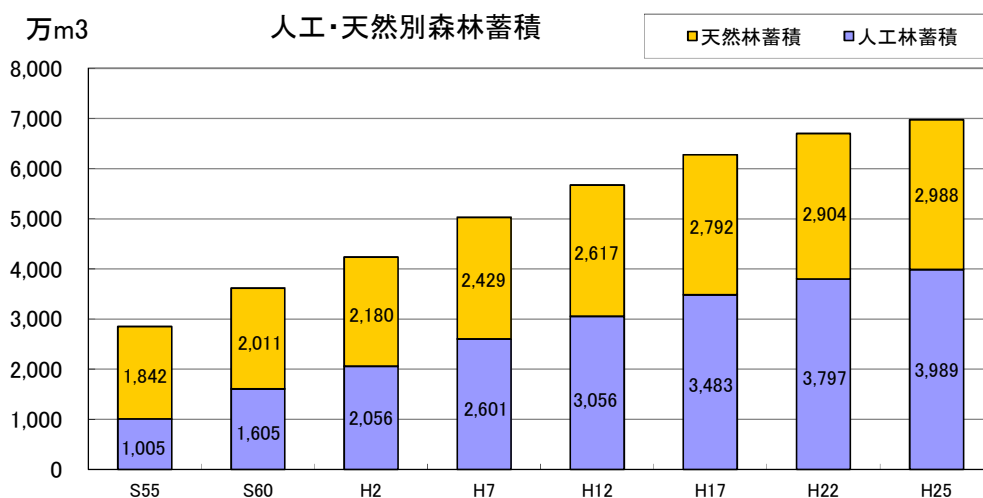
出典：山梨県林業統計書

- 人工林の齢級構成を見ると、木材として利用可能となる概ね50年生以上（11齢級以上）の森林が年々増加しており、2014（平成26）年3月現在では48%となっていますが、現状のまま推移した場合、10年後には77%まで増加すると見込まれ、大きく偏った齢級構成となっています。



※ 平成26年3月31日現在。齢級の単位は5年(林齢1~5年生が1齢級) 出典：山梨県森林簿集計データ

- 森林資源の蓄積量は、人工林の生長に伴い年々増加し、1980（昭和55）年の約2.5倍の6,977万m³と充実してきています。



出典：山梨県林業統計書

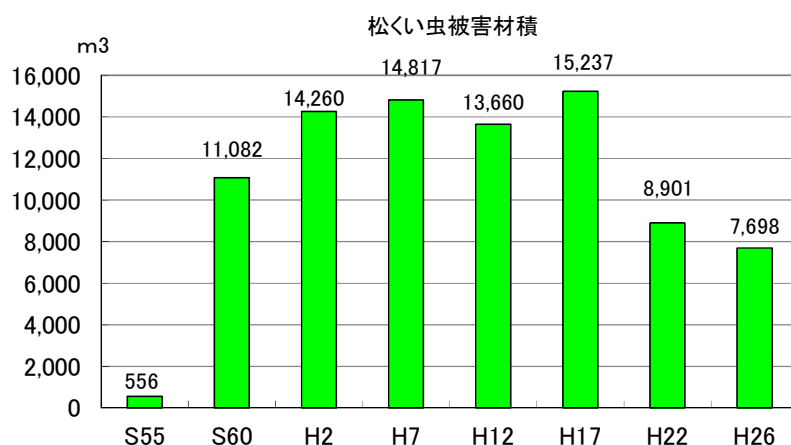
〈課題〉

- 森林資源が充実し、木材として利用可能な人工林が増加していることから、計画的な伐採や再造林等による適切な更新を図り、持続可能な林業経営に向けた森林資源の適正な管理に努め、齢級構成を平準化する必要があります。
- 花粉症の原因となるスギ人工林については、少花粉品種のスギや広葉樹等への樹種転換が必要です。

2 森林の管理・保全

〈現状〉

- 一部の人工林は、林業の採算性の悪化や担い手の減少等により間伐などの手入れが適切に行われず、荒廃による公益的機能の低下が懸念されています。
また、里山林は、化石燃料の普及や化学肥料への転換など生活様式や農業形態の変化に伴い利用されず、やぶ化し、野生鳥獣の隠れ場となっています。
- 本県での松くい虫による被害は、1978（昭和53）年度に初めて確認され、1987（昭和62）年度に被害材積のピーク（23,118 m³）に達した後、2014（平成26）年度には、7,698 m³にまで減少しましたが、標高の高い地域へ被害が拡大しているほか、枯損木により良好な森林景観が損なわれることが懸念されています。

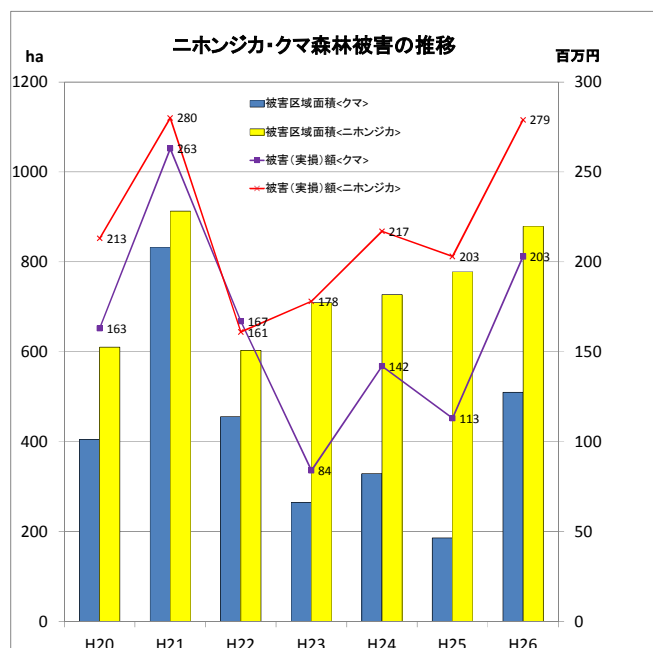


出典：山梨県森林整備課 資料

- 近年、野生鳥獣による農林業被害は深刻化しており、中でもニホンジカによる被害は標高の高い地域にまで拡大するなど、被害区域面積、被害額ともに増加傾向にあります。

また、クマの剥皮被害についても2014（平成26）年度は前年度に比べ激増するなど、森林所有者の造林意欲を失わせている要因となっています。

出典：山梨県森林整備課 資料



- 本県は、急峻な地形に加え、脆弱な地質が多く、台風や近年の記録的短時間豪雨など異常気象により、山腹崩壊や土石流などの山地災害が発生しやすい条件下にあります。

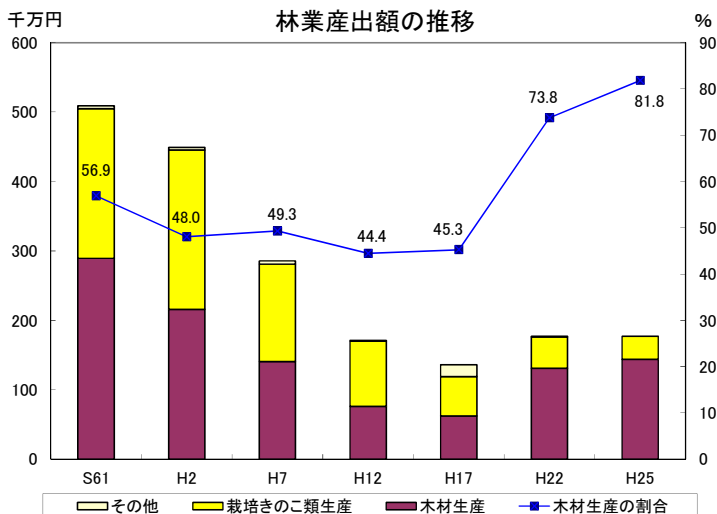
〈課題〉

- 適切な森林管理を行うため、施業の集約化などによる採算性の向上に努めるとともに、奥山や地形が急峻など経営条件が不利な人工林は、強度の間伐を行い広葉樹の進入を促すなど、公益的機能の回復を図る必要があります。
- 松くい虫被害については、関係市町村、森林組合等との連携を図り、被害発生地の先端地域の重点的かつ効果的な対策に取り組むなど、被害の拡大防止を図るとともに、良好な景観を保全していく必要があります。
- 野生鳥獣害を軽減するため、捕獲による個体数調整を実施するとともに、被害防止施設の設置や生息環境の整備など、効果的な防除対策を行う必要があります。
- 山地災害を防止するためには、保安林の計画的な指定や間伐等の適切な森林整備による森林の管理・保全に努めるとともに、山地災害危険地区における森林整備と一体となった計画的な治山事業の実施が必要です。

3 林業

<現状>

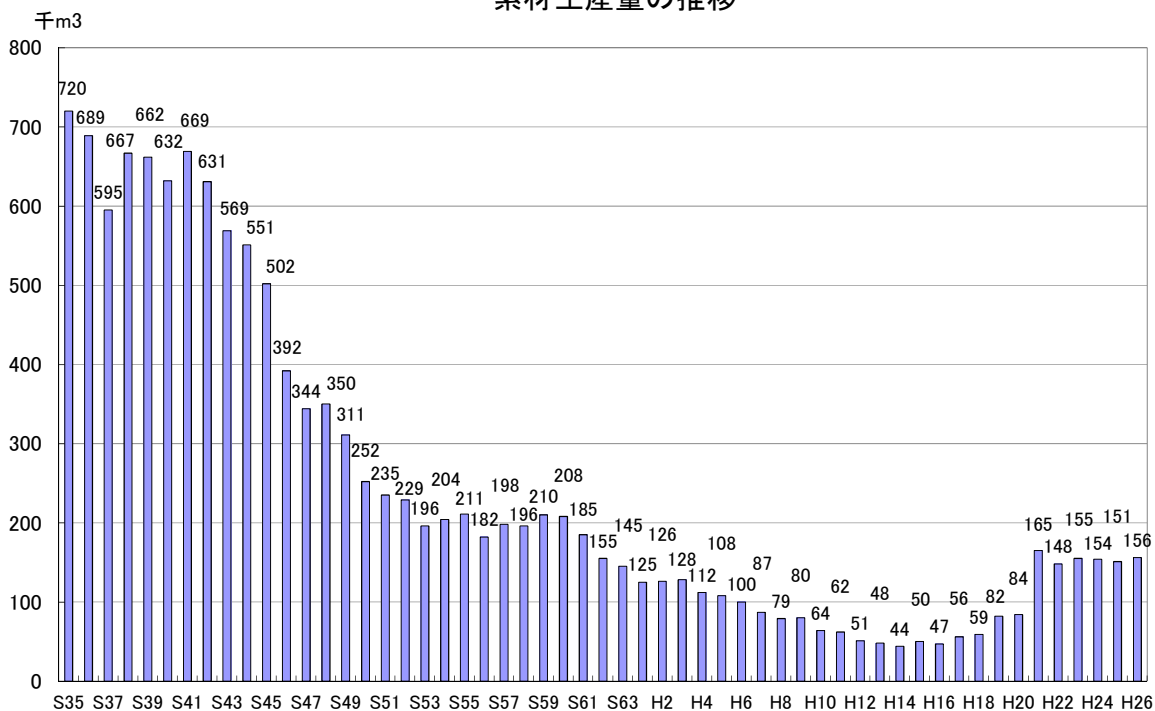
○ 本県の林業産出額は、2010（平成22）年度には増加に転じたものの、1952（昭和61）年の3分の1程度であり、特に特用林産物の生産額が著しく減少しています。



出典：農林水産省 生産林業所得統計

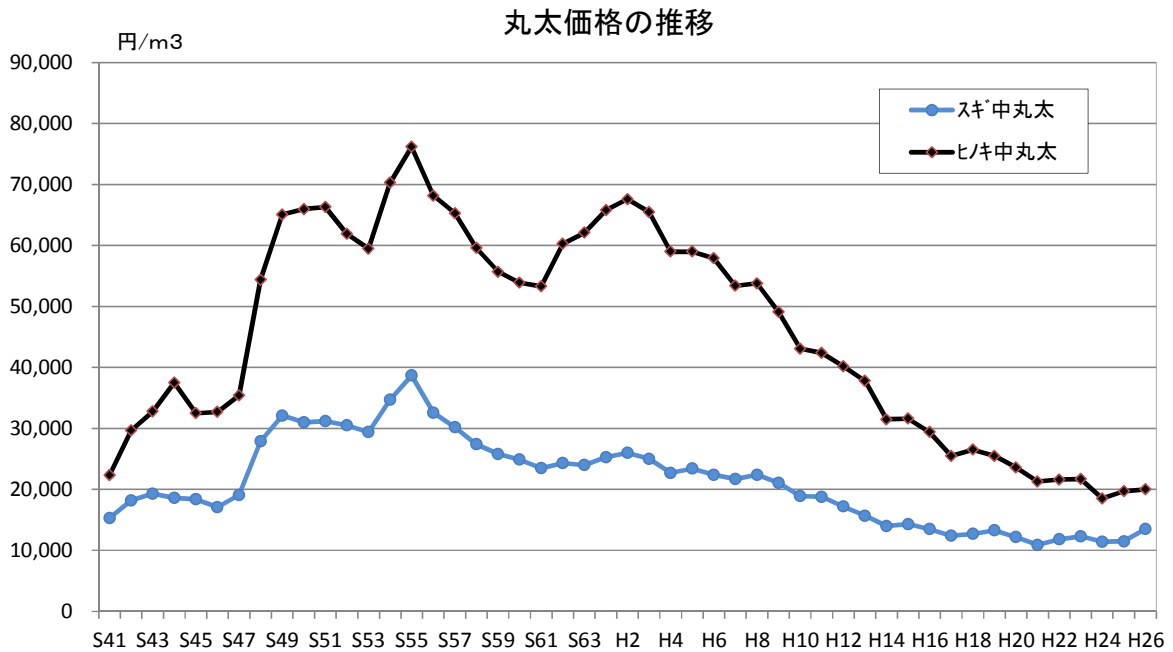
○ 素材生産量は、1960（昭和35）年の72万m³をピークに減少し、2002（平成14）年には4万4千m³にまで減少しました。しかし、2009（平成21）年には木材チップ生産量の拡大から16万5千m³に増加し、以後横ばいの状況となり、2014（平成26）年には15万6千m³となっています。

素材生産量の推移



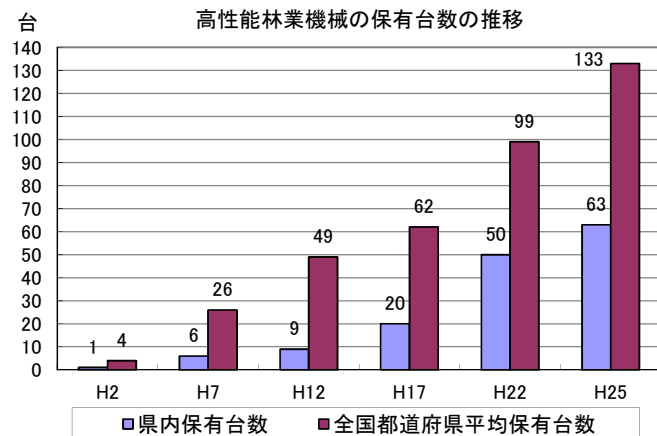
出典：農林水産省「木材需給報告書」

- 国産材丸太の全国平均価格は、1980（昭和55）年のヒノキ1 m³当たり76,200円、スギ1 m³当たり38,700円をピークに下落を続けましたが、近年持ち直しの傾向が見られます。



出典：林業統計要覧

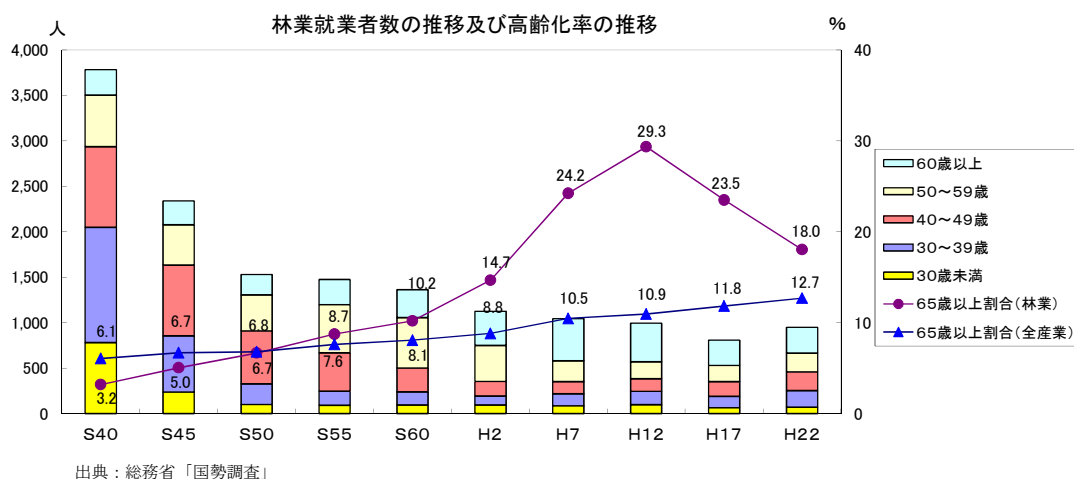
- 県内の高性能林業機械の保有台数は、年々増加傾向にありますが、全国都道府県平均保有台数の半分以下に留まっています。



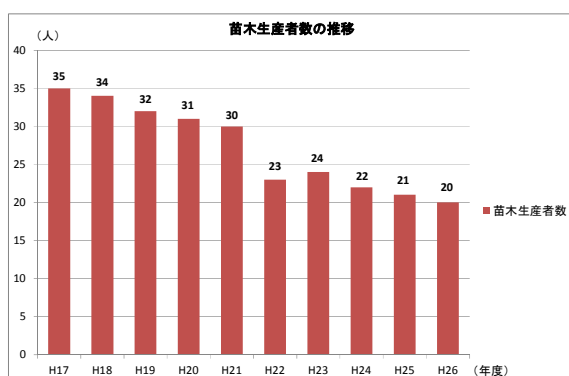
出典：林野庁「林業機械保有状況調査」

- 間伐が実施されても搬出コストがかかる等の理由から、その多くが切捨間伐として実施され、間伐材の多くが利用されないまま林内に放置されています。

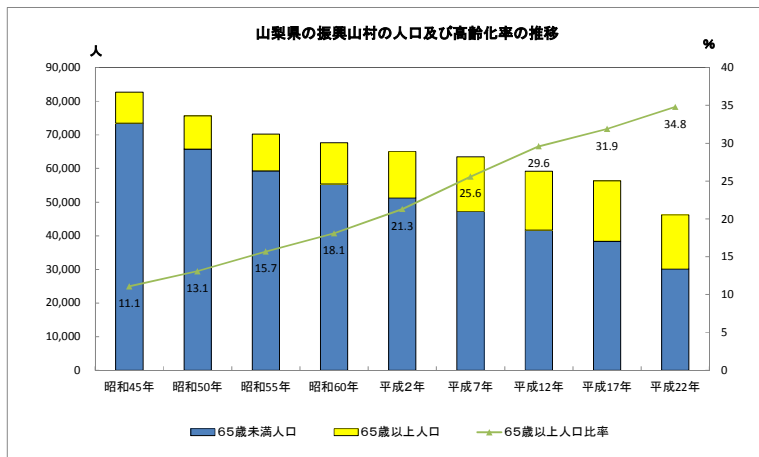
- 県内の林業就業者は、長期的には減少傾向にあるものの、2005（平成17）年の809人に比べ、2010（平成22）年は948人に増加しました。また、65歳以上の割合を表す高齢化率は、2005（平成17）年に23%であったものが、2010（平成22）年に18%まで下がったものの、依然として全産業平均の13%を上回っています。



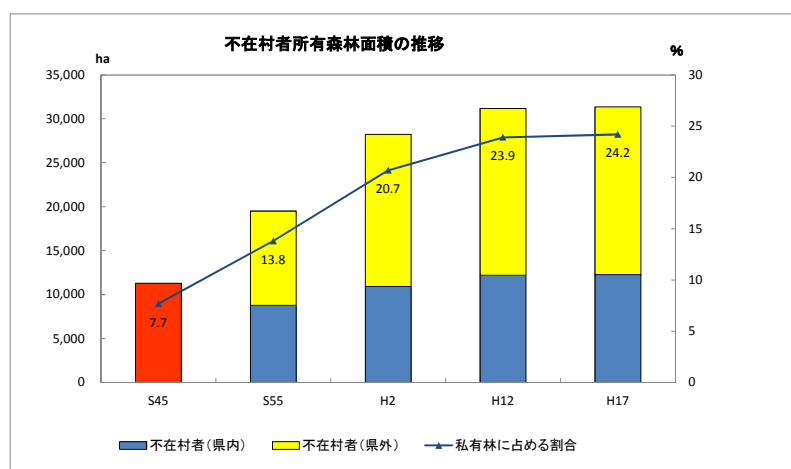
- 県内の苗木生産は、小規模零細な体制に加え、生産者の高齢化も進行し、今後の継続的な苗木の供給が危ぶまれています。また、カラマツについては、全国的に種子が不足し、造林のための苗木が不足する状況となっています。



- 山村振興法に基づく振興山村の人口は、農林業の衰退等により1970（昭和45）年から2010（平成22）年の40年間で、約36,500人減少するとともに、65歳以上の割合は11.1%から34.8%へ23.7ポイント増加しています。また、2005（平成17）年には、私有林の24%にあたる31,358haが不在村者所有森林となっています。



出典：総務省「国勢調査」、農林水産省「山村カード調査」



出典：農林業センサス

<課題>

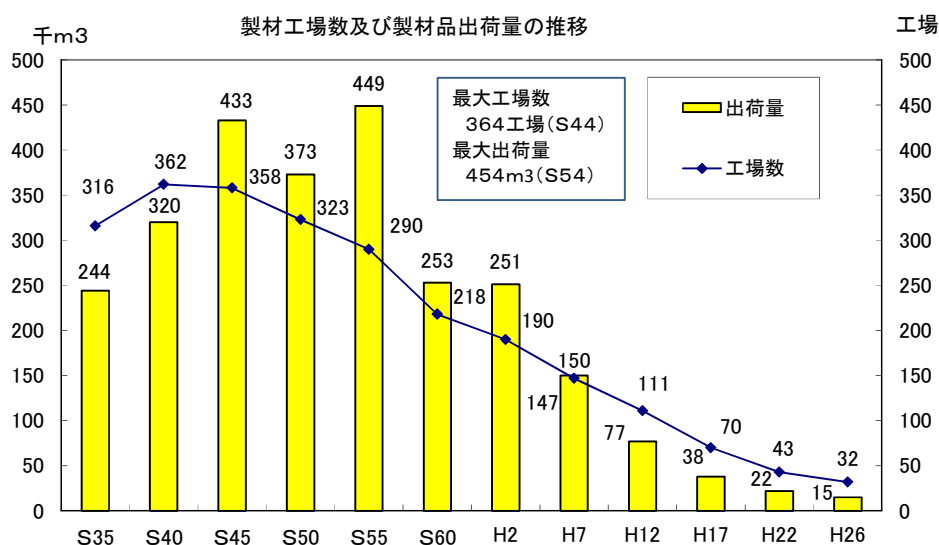
- 森林資源は充実してきていますが、木材価格の急激な上昇は期待できない状況の中で、林業の採算性を向上させるためには、施業の集約化や林内路網の整備、高性能林業機械の導入を進め、生産性の向上、低コスト化を図る必要があります。
- 森林所有者の高齢化、不在村化が進む中、効率的な森林経営を行うためには、森林所有者から森林経営の委託を受けた森林組合等の林業事業者による森林経営計画の作成を推進する必要があります。
- 植栽面積の拡大に向けて、苗木生産に必要な種子を確保するとともに、苗木生産事業者の人材育成、生産性の向上を図る必要があります。
- 効率的な森林施業等に対応できる若者を中心とした林業労働力を確保・育成するため、林業事業者の経営基盤の強化による労働環境の改善を図る必要があります。

4 木材産業

〈現状〉

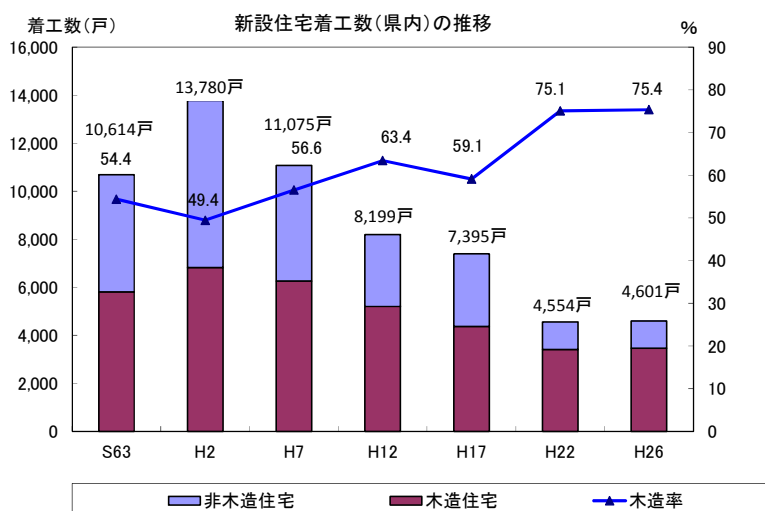
- 県内の製材工場数は、1969（昭和44）年の364工場をピークに、8.8%にあたる32工場まで減少するとともに、製材品の出荷量も1979（昭和54）年の45万4千m³から1万5千m³まで落ち込んでいます。

また、県内の製材工場は、小規模零細な工場が多く、年間を通じて稼働している工場も少ない状況となっています。



出典：農林水産省「木材需給報告書」

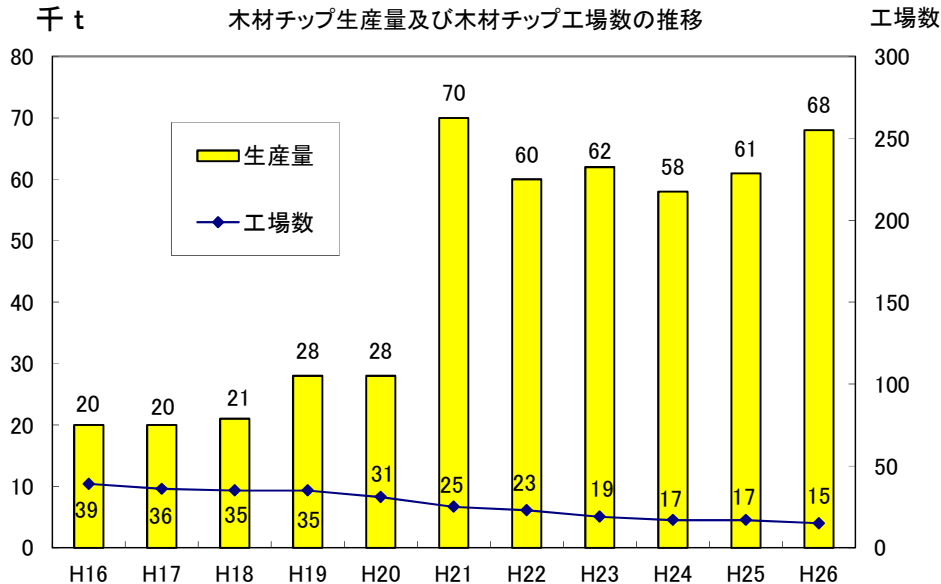
- 新設住宅着工戸数は、減少傾向にあるものの、木造率は増加傾向にあり、2014（平成26）年度には75.4%となっています。



出典：国土交通省「住宅着工統計」

- 国も普及を推進しているCLT（直交集成板）などの新技術は、木材需要の拡大に繋がるものとして期待されています。

- 近年、公共施設、一般家庭等において、木質バイオマスを燃料とするボイラーやストーブの導入が進み、本県の木質ペレットや木材チップの生産量は増加傾向にあります。



出典：農林水産省「木材需給報告書」

また、県内外で大規模な木質バイオマス発電所の計画が進められるなど、発電用の燃料としての木質バイオマスの需要増加が見込まれています。

〈課題〉

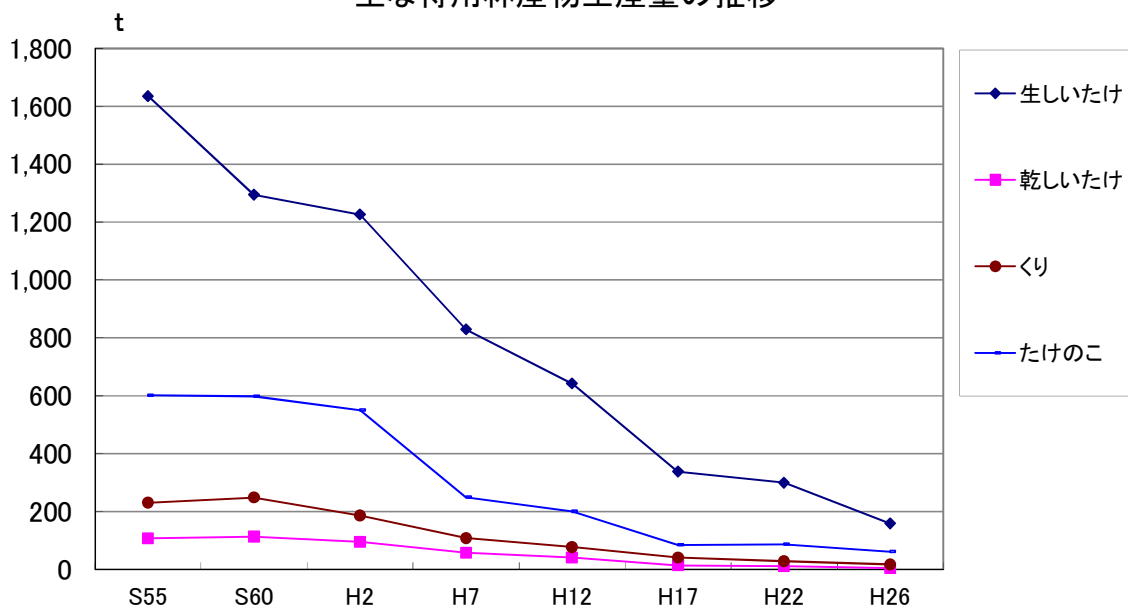
- 製材工場については、生産性や加工技術の向上等を図ることにより、需要者ニーズに対応した品質・性能の確かな製材品を安定的に供給できる体制を整備する必要があります。
- 住宅等への県産材の利用拡大を図るためには、「川上：県産材の生産」から「川中：加工」、「川下：利用」に至る関係者の連携強化が必要です。
- CLT工法などの新技術の導入には、生産体制や原材料の安定供給体制の整備が課題となっています。
- 木質バイオマスの利用促進にあたっては、再生可能な資源である木質バイオマスの利用に対する県民の理解と意識の醸成を図る必要があります。
- 森林資源を無駄なく有効活用するため、木質バイオマス利用設備や木材チップなどの供給施設等の整備を進める必要があります。また、木質バイオマスの需要増加に対応するため、木質バイオマス資源を安定供給する体制を構築する必要があります。

5 森林空間の活用

〈現状〉

- 近年、森林の癒し効果が注目される中、森林セラピー®をはじめ、アウトドアスポーツなど新たな森林利用に対する期待が高まっているほか、企業や団体の社会貢献活動の場としての活用も増えています。
- 世界遺産富士山やユネスコエコパークに登録された南アルプスをはじめ、八ヶ岳や秩父山系の山々など、四季を織りなす美しい山岳景観や森林景観は、本県の観光資源となっており、国内外から多くの観光客が訪れています。
- 特用林産物の生産量は減少傾向にあり、特に生しいたけの生産量は1980（昭和55）年度には1,635 tでしたが、生産者の減少・高齢化等から、2014（平成26）年度には158 tまで落ち込んでいます。

主な特用林産物生産量の推移



出典：山梨県林業統計書

〈課題〉

- 森林の保健・レクリエーション機能に着目し、本県の豊かな森林を多面的に活用することにより、活力ある地域づくりを進めていくことが必要です。
- 眺望ポイントの整備など、良好な自然環境や景観の保全・創造を図るための対策を講じる必要があります。
- 地域資源の特用林産物を活かし、地域の活性化を進める必要があります。

第3章 本県の森林・林業・木材産業等が目指す将来像

本県が目指す森林・林業・木材産業等の将来像を今世紀後半の姿として示します。

今世紀後半には、適切に管理・保全された森林が様々な形で活用され、就業機会の増加や安定した所得の確保などにより若者が定住し、山村地域が活性化しています。

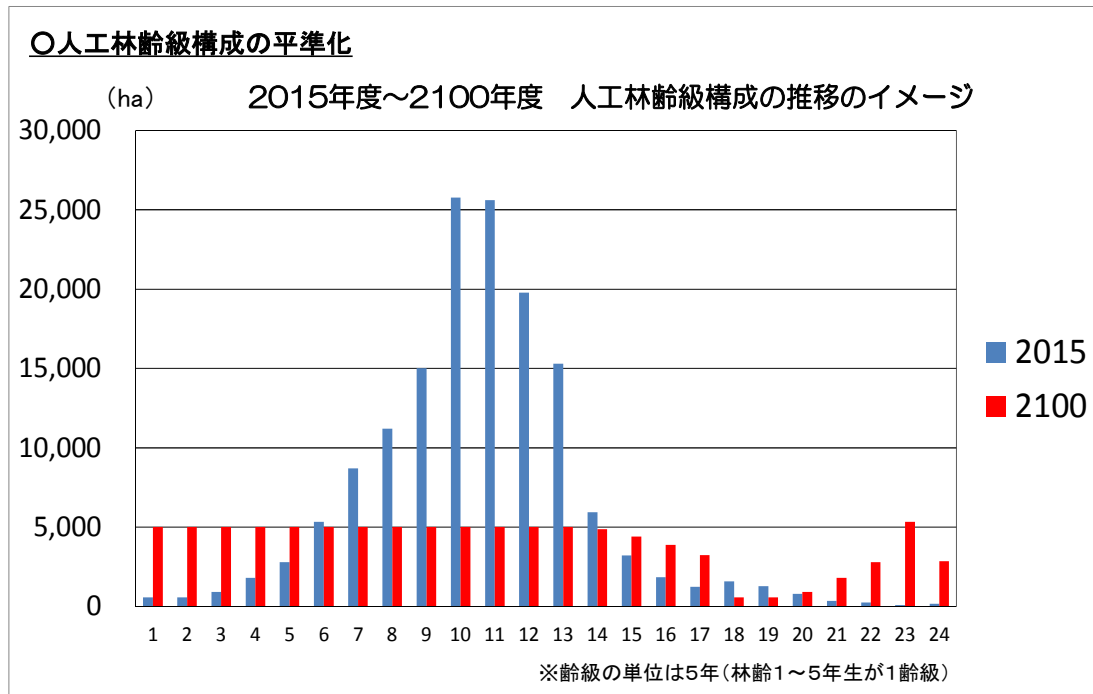
- 県内の森林は、針葉樹林、広葉樹林、針広混交林などが機能に応じてバランス良く配置され、多様な林齢や樹種からなる「健全な森林」が広がっています。また、この森林は、良質な水を蓄え、洪水や土砂災害から県土を保全し、生物多様性の保全や二酸化炭素を吸収・貯蔵して地球温暖化を防止するなどの公益的機能が高度に発揮され、県民の生活を守っています。

さらに、急峻な地形や脆弱な地質の地域には、計画的な治山事業が実施され、台風や集中豪雨等による山腹崩壊や土石流などの災害から、地域の安全・安心を確保する「緑の県土強靱化」が実現しています。

【 健全な森のイメージ 】



- 針葉樹人工林は、齡級構成の平準化が実現しており、「森の生産工場」として、木材が計画的かつ安定的に生産され、「植える→育てる→使う→植える」という森林資源の循環利用による持続可能な林業経営が展開しています。



- 木材加工においては、中央拠点、南部拠点、東部拠点の3つの拠点が県内製材工場をリードするとともに、中小製材工場は得意分野に特化した上で連携し、需要者のニーズに対応した品質や性能の確かな製材品等を安定的に供給する「里の加工工場」を形成しています。

また、生産された製材品は、山梨県産材ブランドとしての地位を確立し、県内外に販路を拡大するとともに、新技術の導入などにより、中高層の建物や住宅などに県産材がふんだんに利用され、リニア駅周辺をはじめ、市街地には県産材を使用した建築物による新しい森林「都市の森林」が広がっています。

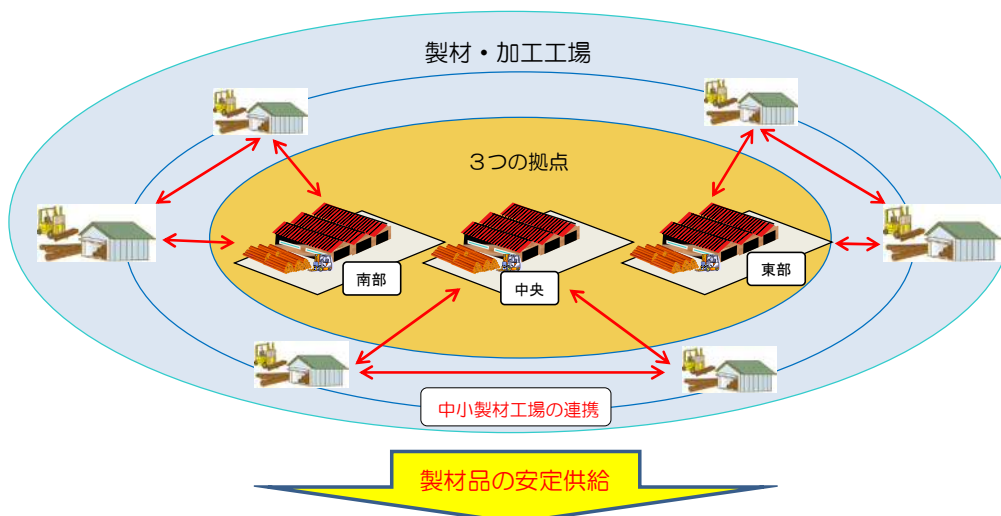
【 森の生産工場のイメージ 】

※「森の生産工場」とは、集約化が図られ、面的にまとまった人工林を1つの工場とみため、森林組合等の経営者が路網整備や高性能林業機械の導入等の設備投資を行い、木材という製品を計画的かつ安定的に生産する森林。



【 里の加工工場のイメージ 】

※「里の加工工場」とは、県内の製材工場が地域に密着した工場として互いに連携し、品質や性能の確かな製材品等を安定的に供給。



【 都市の森林のイメージ 】

※「都市の森林」とは、木が伐採後も木材として生き続け、その木材からなる建築物が林立する状態を森林になぞらえた。



市街地に県産材を使用した建築物の新しい森林が出現



- 地域に密着した木質バイオマスのエネルギー利用施設が県内各地に整備されるとともに、伐採時に発生する枝条や製材用に向かない間伐材等や、製材時に発生する端材等の木質バイオマス資源が、再生可能なエネルギーとして有効活用され、自立・分散型エネルギー社会の構築に貢献しています。



- 山村地域では、開発された特用林産物の新たな栽培品種が、山梨ブランドとして確立し、その栽培が林業の副次的な産業として発展するとともに、観光資源としての森林利用など森林資源が様々な形で活かされ、新たな産業の創出や6次産業化などが進んでいます。



第4章 3つのキーワードごとの基本方針

第3章で描く本県が目指す森林・林業・木材産業等の将来像の実現に向け、今後10年間に取り組むべき方向を「材」「エネルギー」「場」の3つのキーワードごとに基本方針として定めます。

○3つのキーワードごとの基本方針

「材」

森林資源の循環利用を担う木材産業の活性化と持続可能な林業経営の実現

「エネルギー」

木質バイオマス資源の有効利用による再生可能エネルギーの利用促進

「場」

豊かな森林を活用した多様な交流・機会の創出と新たな事業の展開

◆ 「材」

基本方針：森林資源の循環利用を担う木材産業の活性化と持続可能な林業経営の実現

木材の加工、販売を通じて森林資源の循環利用を担っている木材産業の活性化を図るとともに、将来にわたり木材生産を行っていくための持続可能な林業経営の実現を目指します。

・「材」とは

持続可能な林業経営により生産される木材が、従来の製材や集成材に加え、中高層建築物の木造化を可能とするCLT（直交集成板）工法等の新技术の導入などにより、積極的に使用され、県産材の需要拡大が図られていること。

◆ 「エネルギー」

基本方針：木質バイオマス資源の有効利用による再生可能エネルギーの利用促進

これまで林内に残されていた間伐材や枝条などを余すことなく利活用し、山村地域における自立・分散型エネルギー社会の構築に向け木質バイオマス資源の利用促進を目指します。

・「エネルギー」とは

製材後に発生する端材や未利用間伐材などの木質バイオマス資源を安定的に供給する体制を確立し、熱利用や発電のための燃料として積極的にエネルギー利用すること。

◆ 「場」

基本方針：豊かな森林を活用した多様な交流・機会の創出と新たな事業の展開

森林空間の利用を通して都市住民と中山間地域住民の交流や機会の創出、様々な業種の連携による地域資源を活かした新たな事業の展開を図り、山村地域の活性化を目指します。

・「場」とは

森林の持つ保健・レクリエーション機能などに着目し、森林空間をレクリエーションや企業のCSR活動など、都市と山村地域の多様な交流の場として活用し、新たな事業創出に繋げていくこと。

第5章 施策の展開方向と数値目標

第1節 「材」

1 新技術の進展等を契機とした県産材の需要拡大

(1) 県産F S C認証材を核とした県内外への販路開拓

東京オリンピック・パラリンピックに向けて整備される競技施設などへ県産F S C認証材の活用を積極的に働きかけます。

また、県産F S C認証材のブランド化・需要拡大を図るため、「やまなしF S C認証材製品登録制度」に基づく認証材製品の登録や登録製品の県内外の展示会等におけるP R活動、認証材製品の企画・生産に取り組む事業者の共同体に認証材を安定供給していくための新たなシステム販売などを進め、県産F S C認証材の生産から加工、流通、消費にわたる取り組みを充実・強化します。

(2) 川上から川下の連携による県産材の安定供給体制の整備

競争力のある木材産業の構築と県産材の需要拡大に向け、「川上：素材生産事業者」や「川中：木材加工事業者」、「川下：建築事業者」などの関係者による一体的な流通システムを構築し、需要者ニーズに応える品質の確かな製品を安定的に供給する体制整備を促進します。

また、県産材の安定供給には、需要量や必要な商品を的確に把握し、木材加工事業者や素材生産事業者に情報提供する仕組づくりが必要です。そこで、木材需要関連情報の収集や事業者への情報提供、木材加工、素材生産等の事業者間での情報交換やグループ化を進めるとともに、県内外の大手住宅メーカーや工務店等との意見交換の場をもうけます。

(3) 品質の確かな製品の加工・供給体制の整備・充実

品質・性能の確かな県産材製品を供給するため、県内3流域の木材供給拠点を軸とした生産体制を強化するとともに、意欲ある県内木材加工事業者の製材技術や乾燥技術の向上について、県森林総合研究所が技術指導や強度試験を行うなど、品質・精度の向上を図ります。

(4) C L T工法等新技術の導入推進

県産材の更なる需要拡大に向け、集成材や木質系耐火部材、C L T工法等の国が普及に取り組んでいる新たな技術の導入を推進します。

特にC L T工法については、国や全国の取り組み状況などの情報を関係者と共有しながら、材料となるラミナの安定供給体制の整備や中・大規模建築物の設計に取り組む建築士等の育成支援を行い、建材としての利用を推進します。

(5) 公共施設等の木造化・木質化の推進による一般住宅への県産材の利用促進

県関係部局や市町村等との更なる連携強化により、県産材のP R効果の高い公共施設等の木造化・木質化を推進し、県内の住宅や店舗などへの県産材の利用を促進します。

また、イベント等を通じて、県民や下流域都市住民に広く木材に関する情報発信と普及活動を行い、県産材利用に対する理解を醸成し、県産材の利用拡大につなげていきます。

(6) 山梨県産材ブランドの確立と認証制度の推進

県内外への県産材販路開拓を図るため、県、市町村、民間企業、関係団体等との連携を強化し、「F S Cブランド」「やまなし水源地ブランド」「南部の木ブランド」の戦略的な売り込みや本県独自の新たな木材製品等のブランド化に取り組むとともに、生産履歴が明確な県産材を証明する「県産材認証制度」を普及させるため、県外へのP R活動についても積極的に進めます。

2 施業集約化、路網整備、高性能機械の導入等による生産性の向上

(1) 森林情報システムの活用による森林管理や境界の明確化の促進

森林整備を実施する上で基礎となる森林情報について、登記簿情報や森林所有者の届出制度を活用し、現地と森林簿及び地図とのマッチングなど森林G I Sの精度の向上に努めるとともに、森林組合や林業事業体に森林経営計画の作成に必要な情報を提供し、集約化による効率的な森林管理を推進します。

また、森林所有者の高齢化、不在村化等により、適切な森林施業が十分に行われず、所有境界が不明となっている森林が増加していることから、森林G I SデータのG P S等と連携した活用により、境界の明確化を促進します。

(2) 施業集約化の促進と生産性の向上

複数の森林所有者を取りまとめ、森林の現況や施業方針、施業に必要な経費、木材の販売額等を具体的に明示して森林所有者の意欲を引き出す提案型集約化施業の普及・定着を図ります。

また、林内路網の整備や高性能林業機械の導入、列状間伐等の取り組みを進め、地域の実情に応じた作業システムを構築し、素材生産の低コスト化・生産性の向上を図ります。

(3) 低コスト再造林システムの構築

林業の採算性向上を図るため、伐採と並行した地拵えの実施、成長の良い品種や大型苗・コンテナ苗の植栽、植栽本数の調整、坪刈・筋刈・隔年刈による下刈り作業の省力化など、新たな技術を県有林において積極的に導入し、現場状況に応じた適切な低コスト再造林システムを構築するとともに、そのノウハウを民有林に普及させることを目指します。

(4) 苗木の生産・供給体制の強化

採種園の拡張や新技術の開発・導入などにより、苗木生産に必要な種子の確保を図るとともに、生産規模の拡大や機械化などにより生産性の向上を図ります。

また、県内外の苗木需要量を的確に把握し、効率的な生産を促進するとともに、県外への移出も視野に入れた生産により苗木生産事業者の経営強化を図ります。

さらに、育苗作業の効率化や低コスト造林につながるコンテナ苗木の生産に取り組みます。

(5) 林内路網の整備

森林整備の効率化や木材等の搬出コストの削減、災害時の緊急搬送等のために必要な林道、林業専用道及び森林作業道について、現地の地形や地質、気候条件、既存の路網の配置等を考慮して設計し、それぞれの役割や利用形態に応じて適切に組み合わせた計画的な路網整備を進めます。

また、林道においては今後、老朽化した橋梁等の増加が見込まれることから、点検・診断を実施し、経年劣化を把握した上で、ライフサイクルコストの縮減に向けた補修・更新による長寿命化に取り組みます。

3 森林・林業・木材産業を支える担い手の確保・育成

(1) 森林施業プランナー等の養成、新規就労者の育成支援

森林施業の集約化に向け、森林組合等の林業事業者が、施業方針や事業収支等の施業プランを森林所有者に提案するとともに、効率的な森林施業を実現できる森林施業プランナーや高性能林業機械を活用した素材生産や丈夫で簡易な森林作業道を地形・地質等の条件に応じて作設できるオペレーターの養成を支援します。

また、森林施業プランナーへの指導・助言を行う森林総合監理士を育成し、地域ごとの森づくりに向けた計画の策定を支援します。

さらに、林業に関する基本的な知識と技術を習得するための「緑の雇用」事業等の活用により、新規就労者の育成を支援します。

(2) 林業事業者の経営基盤の強化と労働環境の改善による所得の向上

認定事業主制度や森林整備担い手対策基金等の活用により事業の合理化を促し、通年雇用体制の確立や安定的な収入の確保による労働環境の改善、経営基盤の強化を図るとともに、所得の向上を目指します。

また、林業労働者の安全な労働環境を整備するため、基本的な技能向上・安全管理の徹底について指導し、労働災害の防止を図ります。

(3) 苗木生産者の確保・育成

苗木生産規模の拡大と機械化を進め、苗木生産者の労働負担の軽減や所得の増加を図るとともに、コンテナ苗の先進地研修や新たな育苗技術の修得に向けた研修などを通じて、若手生産者の確保・育成に努めます。

(4) 木材産業を支える担い手の確保・育成

木材需要等に関する情報提供や県内外の大手住宅メーカー・工務店等との意見交換などを通じて販路開拓を図り、安定した生産体制の確立を促進するとともに、人工乾燥やJAS格付け等に関する個別指導や研修を通じて、品質・性能の確かな製品を供給できる高度な技術を有した人材の育成を支援します。

数値目標

目標数値	基準値(H26)	目標値(H36)
森林整備の実施面積(年間)	4,685ha	6,000ha
木材生産量(年間)	156千m ³	335千m ³
林内路網密度	13.1m/ha	13.9m/ha
林業への新規就業者数(年間)	54人	54人

第2節 「エネルギー」

1 木材資源のエネルギー利用の促進

(1) 木質バイオマス利用施設・設備の整備促進

県内の森林資源を有効活用するため、市町村の温泉施設や社会福祉施設等への木質バイオマスボイラーやストーブ等の導入を支援するほか、ボイラー導入希望者に対して、専門技術者を派遣するなど、導入に向けた提案や技術的助言を行い、木質バイオマスのエネルギー利用を推進します。

(2) 木質バイオマスの利用技術や新製品の開発促進

木質バイオマス資源を無駄なく有効活用するため、エネルギー効率の高い設備の導入を推進するとともに、大学、企業、NPO法人などと連携して、木質バイオマス資源の新たな利用技術や新製品の開発などに取り組み、木質バイオマス資源の利用拡大に努めます。

(3) 地域密着型エネルギー利用による小規模発電等の取り組みの推進

木材を資源として最大限に活用するため、カスケード（多段階）利用を推進し、製材残材や曲がり材、小径木などの低質材を燃料とする地域密着型の木質バイオマスエネルギー利用施設の整備を進めるとともに、技術的助言等により小規模発電や熱利用を組み合わせたエネルギー利用の取り組みを推進します。

2 木質バイオマス資源の安定供給体制の確立

(1) 林地残材、製材残材等の有効利用の促進

林内路網の整備や高性能林業機械の導入などを支援し、木材の生産体制を強化することにより、木質バイオマスとして利用可能な低質材や林地残材等の搬出を促進します。

また、製材工場の加工過程で発生する端材等の製材残材の木質バイオマスとしての有効利用を進めます。

(2) 未利用間伐材等の収集・運搬のための低コスト作業システムの普及

未利用間伐材等の収集・運搬作業の低コスト化のため、枝条等を切り落とさずに全木のまま搬出する集材作業など、効率的な作業システムの導入を推進します。

また、造材作業の際に発生する枝条等を有効活用するとともに、運搬コストを削減するため、移動式木材破砕機等の導入を支援し、伐採現場近くの山土場において破砕・減容化するなど低コスト作業システムの普及定着に取り組みます。

(3) 木質バイオマス資源の安定供給体制の確立と供給設備等の整備促進

木質バイオマスの供給体制を強化するため、木材チップやペレット等の木質バイオマス供給設備の整備及び移動式木材破砕機等の供給用機械の導入を支援します。

また、素材生産事業者や木質燃料製造事業者等の協同組合化や安定取引協定の締結、生産・供給規模の大ロット化を促進するなど、木質燃料を安定供給できる体制づくりを支援します。

3 地域密着型の利用・供給システムの推進

(1) 木質バイオマス資源の利用に向けた地域間連携の強化

利用可能な森林資源量に応じた適正な森林の伐採・利用を確保しつつ、地域資源の有効利用を図るため、木質バイオマス資源の地域型利用・供給システムの構築に向けた地域協議会の設立やその活動に対し支援します。

さらに、広域的な課題等に対応するため、各地域の関係者を集めた協議の場を設け、市町村担当者、素材生産事業者、木質バイオマス資源利用・供給事業者間の連携を強化します。

(2) 木質バイオマスの利用促進に向けた県民の理解と意識の醸成

木質バイオマスの幅広い利用を促進するため、やまなし木質バイオマス協議会等と連携し、ペレットストーブ・薪ストーブ等の暖房機器の展示・実演会や設備導入コスト等に関する説明会を開催するなど、木質バイオマスを利用する意義や効果などの普及啓発に努め、県民の理解と意識の醸成を図ります。

(3) 木質バイオマス資源の産地等の明確化によるエネルギーの地産地消の推進

地域内の木質バイオマス資源を積極的にエネルギー利用するため、木材チップやペレットの品質や種類、産地を明確にする認証制度・認証体制の整備を進めます。

また、再生可能エネルギーの固定価格買取制度においては、木質バイオマス発電による買取価格が、「間伐材等由来の木質バイオマス」、「一般木質バイオマス」、「建設資材廃棄物」で異なることから、収益が森林所有者等に正確に還元するよう認証制度の運用を支援します。

数値目標

目標数値	基準値(H26)	目標値(H36)
木質バイオマス利用施設数	23施設	33施設
木質バイオマスのエネルギー利用量	18千m ³	84千m ³
ペレットストーブ導入台数(累計)	488台	1,000台

第3節 「場」

1 森林空間を活用した都市住民との交流や機会の創出

(1) 森林の有する保健休養機能を活用したレクリエーション活動等の促進

県有林を観光・レクリエーションの場として活用し、地域活性化を図るため、未だ知られていない魅力ある森林スポットを新たな観光資源として活用するとともに、森林の癒し効果を活用した、企業・団体等によるレクリエーション活動の場としての新たな森林利用の仕組みづくりや、地域産業と連携した森林公園の新たな利用プログラムの開発などの取り組みを積極的に推進します。

また、森林セラピー[®]やエコツーリズムなどの身近な里山林を活かした取り組みや、大人から子供まで、それぞれのニーズに合った森林空間の利用を推進します。

(2) 多様な主体や異業種の連携による森林空間の活用

地域住民、県や市町村の行政、NPOやボランティア団体、企業などの多様な主体の参加による森林整備や管理を進めるとともに、活動を通じた都市と山村との交流を促進します。

また、森林レクリエーション、森林セラピー[®]、エコツーリズム、林業体験、森林環境教育、森の幼稚園など、観光分野、医療・福祉分野、教育分野など他産業との連携による森林空間の活用を通じて、新たな事業の展開を図ります。

(3) 森林環境教育や木育の推進と人材の育成

森林の役割や大切さについて県民の理解を深めるため、児童・生徒をはじめ広く県民を対象とした森林環境教育を推進するとともに、学校林活動や緑の少年隊の活動に対し支援します。

また、学校の内装の木質化や県産材の机・椅子の購入など、県産材を活用した取り組みを支援するとともに、木工教室や積み木など木に触れる機会を通じて、木材の良さや利用することの意義を学ぶ「木育」を推進します。

(4) 県民や企業等の参加による森づくり活動の推進

森林ボランティア団体が行う森林整備等の活動を支援し、県民参加の森づくりを推進します。

また、森づくり活動を通じた交流により地域活性化を図るため、森づくりのノウハウやネットワークを持たない企業や団体等に対し、「やまなし森づくりコミッション」を通じた活動サポートを行い、多様な主体による森づくりを推進します。

さらに、このような森づくり活動による二酸化炭素吸収量を認証し、社会貢献活動として県民に判りやすく評価することなどにより、継続的な森づくりへの参加を促進します。

2 地域資源や特用林産物等を活かした地域活性化と新たな事業の創出

(1) 特用林産物の生産体制整備と生産者の確保・育成

きのこ生産に必要な原木やおが粉などの生産資材の安定供給、短木栽培などによる省力生産が可能な品種の導入、生産施設の整備などを支援し、安定的な収入の確保を図るとともに、栽培指導や技術研修会を通じて、生産者の確保・育成を図ります。

(2) 栽培きのこの新品種や薬用植物の産地化による経営基盤の強化

栽培きのこについて、収穫量の少ない夏場に発生する品種や新しい品種の開発に取り組み、新品種登録した上で県内生産者への普及に努め、産地化するとともに、国内生産に対する期待が高まっている薬用植物などの産地化を進め、新品種の生産による経営基盤の強化を図ります。

(3) 地域資源を活かした新たなビジネスの創出と6次産業化の推進

特用林産物を活用した加工品を開発し、生産から加工・販売までを担う体制づくりによる6次産業化を推進するとともに、県森林総合研究所が育成し新たに品種登録するきのこ種菌など、「山梨らしさ」を打ち出せる特用林産物等を活用した新たなビジネスの創出を支援します。

(4) 特用林産物の栽培技術の確立と商品化に向けた研究の推進

今後、市場性が見込める栽培きのこや新たな薬効を確認した薬用植物などの栽培技術の確立、加工方法の検討など商品化に向けた研究を推進するとともに、これらの新品種の生産に新規参入する意欲のある民間事業者が行う実証栽培に対し、支援します。

3 健全な森林づくりや山地保全対策の推進、事前防災・減災対策の強化

(1) 効果的な森林病虫害対策や野生鳥獣害対策の推進

森林病虫害については、関係市町村、森林組合等と連携を図りながら、適切な予防対策や被害木の処理を効果的、効率的に進めます。

特に、松くい虫被害については、市町村と連携し、被害先端地域における重点的な防除により被害の拡大防止を図るとともに、良好な森林景観を損ねる要因となる枯損木処理にも積極的に取り組みます。

さらに、野生鳥獣害については、管理計画に基づく適正な捕獲による個体数調整や人と野生鳥獣との棲み分けを行うための環境整備、侵入防止柵設置等の被害防除を組み合わせた効果的な被害防止対策により森林の保全に努めます。

(2) 健全な森林づくりによる公益的機能の発揮と森林景観の保全・創出

荒廃した人工林は、強度の間伐を実施し、天然力を活用した針広混交林への誘導、人家や田畑に近接する里山林は、不用木の除伐や侵入竹の除去などを行い、水源涵養^{かん}、土砂災害防止、生物多様性保全といった森林の有する公益的機能の維持・増進を図るほか、観光地や主要道路周辺の森林においては、景観に配慮した森林整備を実施し、良好な自然環境や景観を保全・創出します。

(3) 森林保全巡視体制の拡充強化

林野火災を予防するための入山者等への適切な指導を行うとともに、開発のための違法伐採、林産物の窃盗や廃棄物の不法投棄などの監視を行うため、森林保全巡視体制を拡充強化し、総合的かつ効果的に森林の適正な保全を図ります。

(4) スギ等花粉症対策の推進

「山梨県スギ花粉発生源対策推進プラン」（平成20年12月策定）に基づき花粉症対策品種の開発や苗木の供給体制の整備に取り組むとともに、スギ人工林については、花粉の少ないスギ品種や広葉樹への転換を進めます。

また、ヒノキの花粉症対策品種への切替を図るため、少花粉ヒノキの品種開発や苗木の供給体制を整備します。

(5) 山地保全対策の推進と事前防災・減災対策の強化

山地災害発生の危険性の高い森林については、複層林化や針広混交林の造成など災害に強い森づくりを進めるとともに、計画的に保安林を指定し、適正な管理を行います。

また、被災箇所への早期復旧に努めるとともに、要配慮者利用施設や避難所が存在する山地災害危険地区箇所において優先的に治山施設を整備します。

さらに、今後老朽化が見込まれる治山施設について点検・診断した上で、長寿命化対策に取り組むとともに、山地災害等の被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、総合的な治山対策を実施し、地域の安全・安心の確保を図る「緑の県土強靱化」を推進します。

数値目標

目標数値	基準値(H26)	目標値(H36)
自然を目的として本県を訪れる観光客数	4,569千人	4,875千人
特産林産物生産への新たな取り組み件数（累計）	2件	20件
山地災害危険地区の新規整備着手箇所数（年間）	15箇所	15箇所

第6章 ビジョンの実現に向けて

本ビジョンの実現のためには、森林からの恩恵を受けている全ての県民が、森林の保全に関する活動を支援し、社会全体で森林を支えるという意識を持った上で、森林資源の有効活用を図ることが重要です。

また、県はもとより、市町村、森林所有者、森林組合等の林業事業者、木材産業関係者など、森林・林業に関係する様々な組織や関係者が、適切な役割分担の下、相互に連携を図りつつ一体となって取り組みを進めていくことが必要です。

さらに、本県の森林は、森林面積の46%を占める県有林と53%を占める民有林に大きく分かれることが特徴であることから、森林としての視点でそれぞれの役割を明確にし、ビジョンの実現に向け取り組みます。

1 役割

(1) 県民等

県民共有の財産である森林の保全、山村との交流、県産材の利用などの取り組みに積極的に参画するとともに、森林・林業・木材産業等に対する理解を深めていくことが求められます。

NPOや森林ボランティア団体などにおいては、今まで以上に森づくり活動への取り組みが求められます。また、企業においては、森づくりなどのCSR活動に加え、県産材や木質バイオマス、森林空間の利活用に取り組むことが期待されます。

(2) 森林所有者

自己の所有する森林に関心を持ち、適切な管理に努めるとともに、森林が様々な公益的機能を発揮していることを認識することが大切です。

また、自ら森林整備や管理ができない場合は、森林組合等の林業事業者への施業委託や集約化に協力し、計画的かつ効率的な林業経営に努めるとともに、森林資源や森林空間の利活用による山村地域の活性化に積極的に協力することが求められます。

(3) 森林組合等の林業事業者

森林組合等の林業事業者は、地域の森林整備や林業振興の担い手として期待されており、施業の集約化等による生産性の向上に努め、持続的な管理・経営を進めることが求められています。

特に森林組合は、森林所有者を構成員とする協同組合として、組合員に対するサービスと指導を強化するとともに、地域の林業の先導役として積極的な事業展開を図る必要があります。

(4) 木材産業関係者

木材加工業者等は、需要者の多様なニーズに対応して、品質の確かな製品を安定的に供給できるよう、技術の向上や経営の改善、体質や相互連携の強化に努めることが重要です。

建築業者は、木材加工業者等と連携を図り、住宅等の建築時に県産材をPRするとともに、積極的に利用していくことが求められます。

(5) 市町村

森林の現況や住民の要請を踏まえ、地域における森林整備の方向付けを明らかにし、森林施業の推進に中心的な役割を果たすことが求められます。

そのため、関係者の合意形成を図り、森林整備のマスタープランとなる市町村森林整備計画を策定し、これに基づく施策を展開することが重要です。

また、自らが建築する公共建築物等の木造・木質化による県産材の利用拡大や木質バイオマスボイラーの導入などにより地域資源を有効活用するとともに、普及啓発に努め、地域経済の振興につなげていくことが必要です。

(6) 県

本ビジョンの周知と理解の促進を図るための各種活動を行うとともに、目標達成のため、国、市町村等との連携を図り、積極的な施策展開を図ります。

また、県民に対して森林・林業・木材産業等に対する理解を深めていただくための取り組みや公共建築物等に県産材を活用した木造・木質化に取り組み、県民が身近に県産材と接する機会を創出します。

さらに、木質バイオマスや森林空間などの森林資源の有効活用を推進し、山村地域の活性化に努めます。

(7) 県有林

県有林は、県内森林面積の約半分を占める公有林として、森林の多面的機能を高度に発揮していくための森林整備はもとより、森林資源を有効活用していくための先導的な取り組みを通じて、ビジョン実現の中核としての役割を担っていきます。

具体的には、県有林F S C認証材のブランド化や需要者ニーズに応えた素材の安定供給により、県産材全体のブランド化、需要拡大を牽引するとともに、林業の生産性向上のため、低コスト化による作業システム等を導入し、そのノウハウを民有林事業者へ普及します。

また、林地残材等の未利用資源を利用していくためのシステムを開発し、民有林に普及させるとともに、県内の木質バイオマスの利用拡大を促進します。

さらに、保健休養機能を活用し、企業・団体や地域産業と連携した、観光・レクリエーションの場の提供など、都市住民等との多様な交流の場を創出するなど、山村地域の活性化に寄与します。

(8) 民有林

山村地域に広がる民有林は、手入れが行き届かず荒廃した森林が見受けられることから、森林環境税等を活用し、森林の公益的機能の維持・増進が図られるよう森林整備に取り組むことが必要です。

一方、伐採時期を迎えている民有林は、保有面積の小さい森林所有者が多いことから集約化を図った上で、伐採コストや造林コストを軽減する作業システムなどの県有林で培ったノウハウを最大限活用して生産性の向上を図り、持続可能な林業経営を目指します。

また、地域固有の資源として林業のみならず、都市住民が豊かな自然に触れる場、心身を癒やす場、子供たちが自然を体験する場など、様々な活用を通じて、新たな事業の創出も期待されます。

2 財源の確保

ビジョンを実現するためには、国の補助制度を積極的に活用するとともに、森林環境税や下流域の自治体等の負担金を有効に活用するなど、財源の確保に努めます。

3 進行管理

本ビジョンの実行性を確保するため、毎年度、目標実現に向けた施策の進捗状況や効果等について点検、評価を行い、森林審議会へ報告するとともに、ホームページなどにより公表し、必要に応じて見直しを行います。